男女共同参画拠点施設利用補助金Ｑ＆Ａ

１　補助対象の団体及び事業

Ｑ101　補助を受けられるのはどんな団体ですか？

|  |
| --- |
| 次の要件の全てを満たす団体が対象となります。  　　　○男女共同参画社会の実現に向け活動している団体であること。  ※具体的には、山口県男女共同参画基本計画における重点項目（別表参照）に資すると判断できるものが該当します。  　　　○組織の運営に関する規則があること。  　　　○１年以上の活動実績があり、今後の活動も見込まれること。  　　　○県内で活動し、その活動が特定の地域に限定されていないこと。  　　　○営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。 |

Ｑ102　要件を満たす団体であることを証明するために、どのような書類を提出したらよいですか？

|  |
| --- |
| 申請書（第１号様式）及び団体等調書（第２号様式）に以下のような書類を添付してください。  　　　○団体会則（ＮＰＯ法人の場合は定款）  　　　○役員名簿（ＮＰＯ法人の場合は年間役員名簿）  　　　○前年度の事業報告書(ＮＰＯ法人のみ※申請が4月から6月末までの間は是前年度の事業報告書を添付してください。)  　なお、団体調書（第２号様式）及び添付書類は同一年度において２回目以降となる申請の場合は、省略することができます。  　また、使用する室及び用途を確認するものとして以下の書類を添付してください。　○貸室の予約が確認できる書類（「山口県婦人教育文化会館会場利用申  込書」または「働く婦人の家利用許可申請書」）  　　　　注意!　貸室予約書類は補助金の申請者である団体の代表のお名前で取得するよう気をつけてください。名義が異なりますと補助を決定することができません。  　　　○全日使用（８時間以上使用）の場合のみ、事業の内容が確認できる書類（研修会の通知、セミナー等のチラシなど）が必要となります。 |

Ｑ103　補助の対象となる施設の使用料にはマイクの使用料なども含まれますか？

|  |
| --- |
| 施設の貸室基本使用料に加えてマイク等の附属設備使用料及び冷暖房加算料金が対象となります。但し、１万円が限度です。  　また、補助金を申請される場合は、用途・人数等に見合った室と使用時間を考慮願います。拠点施設において、より多くの方に男女共同参画社会づくりの活動をしていただくためです。 |

Ｑ104　施設の使用用途はどのようなものが対象になりますか？

|  |
| --- |
| 会の目的に沿って、男女共同参画社会の実現に向け活動する場合が対象となります。  ※具体的には、山口県男女共同参画基本計画における重点項目（別表参照）に資すると判断できるものが該当します。  　【具体例】  　　　○会員対象の男女共同参画に関する研修会等とその打合せ  　　　○団体間の交流を図る事業（発表会等含む）とその打合せ  　　　○一般も対象とする男女共同参画等に関するセミナー等とその打合せ  　　　　※地方公共団体、その外郭団体等からの補助がある場合は対象外となります。  　　　 ○女性グループ等によるキャリア・アップを目指すための勉強会や就業女性同  士の交流会　　　　など |

Ｑ105　他の施設の使用料は補助の対象とならないのですか？

|  |
| --- |
| 山口県婦人教育文化会館は、県内の女性が県や関係機関の支援のもとで女性のための中心施設として建設されたものです。  県有施設ではありませんが、建設の経緯や施設面（託児室・調理実習室・宿泊室等を完備）等から、男女共同参画社会づくりの拠点としてふさわしいと考えています。。  　この施設を活用して男女共同参画社会づくりに参加してください。 |

２　他の補助金との重複

Ｑ201　県の補助金と他の補助金をあわせて受けることができますか?

|  |
| --- |
| 事業の実施にあたって、国、県、市町等のいずれかから補助金等が交付される場合は、この補助金の対象外となります。 |

Ｑ202　国、県、市町等の「等」とはどのようなものが該当しますか?

|  |
| --- |
| 国、県、市町の外郭団体が該当します。  基本財産の1/4以上を出資している団体等をさします。  県の外郭団体は、（公財）山口きらめき財団、（公財）山口県ひとづくり財団、（公財）山口県国際交流協会などがあります。 |

３　申請

Ｑ301　「交付申請書」は、いつまでに提出すればよいですか?

|  |
| --- |
| 実施日の１ヶ月前までに提出してください。但し、４月及び５月に実施される場合はご相談ください。  　また、予算には限りがあることを御承知ください。 |

Ｑ302「交付申請書」は、いつから提出できますか?

|  |
| --- |
| 実施日の３ヶ月前から受付を行います。 |

Ｑ303どこに提出したらよいですか?

|  |
| --- |
| 山口県婦人教育文化会館（カリエンテ山口）１Ｆの山口県男女共同参画相談センターに持参又は郵送してください。  メールでの提出を御希望の場合は、下記の男女共同参画課のアドレスに送信して下  さい。  　提出部数は１部です。  　なお、相談センターの開室時間は平日の午前８時３０分から午後５時１５分までです。（土・日・祝日及び年末年始の休日を除きます）    山口県男女共同参画相談センター  〒753-0056　山口市湯田温泉5丁目1-1　山口県婦人教育文化会館内  　　　　　　　℡　083-901-1123    山口県環境生活部男女共同参画課  TEL　083-933-2630  E-mail [a12800@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a12800@pref.yamaguchi.lg.jp) |

Ｑ304申請の受付の締切の方法は、どうなっていますか?

|  |
| --- |
| 「交付申請書」の受付は先着順に行います。  　県の予算の範囲を超えた場合は、超えた日の申請書の中で抽選を行い、補助金交付予定者を決定します。 |

Ｑ305県の予算枠が残っているかどうか確認したいときは、どうすればよいですか?

|  |
| --- |
| 県男女共同参画課（083-933-2630）に確認してください。 |

Ｑ306交付申請書を提出してから補助金の交付の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか?

|  |
| --- |
| 申請日から起算して１４日以内（休日を除く）に審査結果をお知らせします。但し、提出書類に不備があった場合は、決定が遅れることもあります。 |

Ｑ307補助金の交付決定をもらった後に、申請した内容を変更したり、とりやめる場合はどうしたらよいですか?

|  |
| --- |
| 変更（廃止）承認申請書を提出してください。  なお、この承認申請が必要となるのは、事業の実施日時・場所の変更や事業の内容の大幅な変更（変更により男女共同参画社会づくりに向けた活動に該当しない可能性があるなど）の場合です。内容の変更については、男女共同参画課にお問い合わせください。（083-933-2630） |

４　実績報告

Ｑ401　実績報告書（第４号様式）は、いつまでに提出すればよいですか?

|  |
| --- |
| 事業の実施日から起算して３０日以内、又は補助金の交付の決定があった年度の３月３１日までのいずれか早い期日までに、活動の状況が確認できる書類と使用料の支払いが確認できる書類を添えて、提出してください。  　注意! 領収書等の名義人は補助金の申請者である団体の代表のお名前で取得するよう留意願います。    　なお、実績報告書とともに支払請求書（第５号様式）を提出してください。 |

Ｑ402　実績報告書に添付する「事業の状況が確認できる書類」は、どのようなものですか?

|  |
| --- |
| たとえば、以下のようなものです。  ・参加者のアンケート集計結果  ・新聞報道等の写し  ・活動状況を撮影した写真  ・団体のホームページ等に掲載した活動記録の写し　　など |

５　その他

Ｑ501　県が実施状況を視察することがあるのですか?

|  |
| --- |
| 活動状況を見学させていただく可能性はあります。  その際には、事前に確認の連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。 |